茅野市告示　　号

茅野市電子入札実施要綱を次のように改正する。

　　令和４年10月１日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　茅野市長　今井　敦

茅野市電子入札実施要綱

　（趣旨）

第１条　この告示は、市が発注する業務(建設工事の請負及び設計、測量、調査その他の業務委託並びに製造の請負並びに物品等の購入に係る業務をいう。以下「対象案件」という。）の契約における一般競争入札又は指名競争入札を、入札参加者の手続の負担軽減及び入札事務の効率化を図るとともに、入札及び契約手続の透明性、公平性及び競争性を一層高めることを目的として、電子入札システムを利用して実施することについて、茅野市財務規則(昭和57年茅野市規則第６号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　電子入札　電磁的記録による入札書（以下「電子入札書」という。）を、市の機関の使用に係る電子計算機と入札参加者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織により提出して行う入札の参加方式をいう。

(2)　紙入札　紙面による入札書を、郵送し、又は持参して行う入札の参加方式をいう。

(3)　電子入札システム　対象案件の一般競争入札又は指名競争入札において、電子入札を行うための電子情報処理組織をいう。

(4)　電子入札書等　入札価格及びくじ番号を登録した電子入札書、積算内訳書並びに発注者が入札公告又は指名競争入札通知書（以下「公告等」という。）で求める電磁的記録による書類をいう。

(5)　電子証明書カード等　電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第８条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第２号）第４条第１号に規定する電子証明書をいう。)を格納したカード等（電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をいう。

（入札の公告等）

第３条　予算執行者（規則第２条第２号に規定する予算執行者をいう。以下同じ。）は、対象案件を入札に付する場合において、電子入札を行うときは、規則第106条及び第117条の規定により、電子入札システム、ホームページ又はファクシミリにより、公告又は指名通知（以下、「公告等」という。）を行うものとする。

２　前項に規定する公告等には、規則第106条及び117条に掲げるもののほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1)　電子入札システムを利用して入札を実施すること。

(2)　第11条に該当する入札書を無効とすること。

(3)　紙入札の承認に関すること。

(4)　入札期間に関すること。

(5)　再度入札に関すること。

(6)　前２号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項

３　規則第106条及び117条の規定にかかわらず、見積期間（公告等の日から起算して電子入札書提出期限前日までをいう。以下同じ。）は、予定価格が5,000万円未満の対象案件にあっては10日（茅野市の休日を定める条例（平成元年茅野市条例第30号）第１条第１項に規定する市の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以上とし、5,000万円以上の対象案件にあっては15日（休日を含まない。）以上とする。ただし、急を要する場合は、予定価格が5,000万円未満の案件にあっては５日（休日を含まない。）、5,000万円以上の案件にあっては10日（休日を含まない。）を限度として当該期間を短縮することができる。

（利用者登録）

第４条　電子入札により入札に参加しようとする者（以下「電子入札参加者」という。）は、電子証明書カード等を使用して、電子入札システムの利用者登録をしなければならない。

（予定価格等の登録）

第５条　予算執行者は、電子入札システムを利用するときは、当該入札の予定価格（規則第107条の規定による予定価格をいう。以下同じ。）及び失格基準価格（茅野市低入札価格調査制度実施要綱（平成21年茅野市告示第95号）第３条第２項に規定する失格基準価格をいう。以下同じ。）又は最低制限価格（規則第108条の規定による最低制限価格をいう。以下同じ。）を、第８条の開札時に電子入札システムに登録するものとする。

（電子入札書等の提出方法等）

第６条　電子入札参加者は、電子入札書等を公告等で指定した日時までに電子入札システムにより提出しなければならない。

２　前項の規定による電子入札書等の提出は、入札価格その他所定の情報が電子入札システムに記録されたときに提出されたものとみなす。

３　電子入札参加者は、第１項の規定により提出された電子入札書等を書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（紙入札の承認)

第７条　電子入札参加者は、当該電子入札にあっては、紙入札により入札に参加することはできないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当し、あらかじめ予算執行者の承認を受けたときは、この限りでない。

(1)　電子証明書カード等の失効、破損等で使用できなくなったことにより、電子証明書カード等の再発行申請中の場合

(2)　プロバイダ、通信事業者等に起因する通信障害により、電子入札での参加ができない場合

(3)　前２号に掲げるもののほか、予算執行者が必要と認める場合

２　前項ただし書の規定による承認を受けようとする者は、公告等で指定した日時までに紙入札承認願(様式第１号)を予算執行者に提出しなければならない。

３　予算執行者は、前項に規定する紙入札承認願の提出があった場合は、承認の可否について通知するものとする。

４　前項の規定により紙入札が承認された入札参加者は、当該電子入札への参加はできないものとする。

（電子入札システムによる開札）

第８条　開札は、公告等で指定した日時に電子入札システムにより行い、落札候補者又は落札者を決定し、又は決定を保留するものとする。この場合において、開札における立会人は不要とする。

２　電子入札を実施する場合で、前条第３項の規定により紙入札の承認を受けた入札参加者から郵送又は持参により紙入札書の提出があったときは、当該紙入札書について次条の規定による開札を行った後に電子入札システムによる開札を行うものとする。

（紙入札書の開札）

第９条　第７条第３項の規定により承認された紙入札書の開札は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

　(1)　開札は、公告等で指定した日時及び場所で行うものとする。

(2)　開札は、公開で行うものとする。 (3)　前号の規定にかかわらず、予算執行者は、公正な入札の執行を害する行為をし、又はしようとした者を開札場所から退場させることができる。

(4)　予算執行者は、紙入札書の開札に当たっては、当該入札の事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

(5)　予算執行者は、紙入札書を開札後、直ちに入札金額及びくじ番号を電子入札システムに登録し、前条に規定する電子入札システムによる開札を行うものとする。

(6)　開札した中封筒は、紙入札書及び積算内訳書とともに保存するものとする。

（電子入札システムによる再度入札）

第10条　予算執行者は、前２条の開札の結果、規則第113条の規定により再度入札に付するときは、開札後速やかにその実施について決定するものとする。

２　予算執行者は、前項の結果、再度入札を実施する場合は、予定価格を超過した入札参加者に対し、電子入札システム又はファクシミリのいずれかにより通知するものとする。

３　最初の入札において、電子入札書又は紙入札書（以下「入札書」という。）が次条に規定する条件により無効となった入札参加者若しくは失格となった入札参加者又は再度入札の入札書提出期限までに入札書を提出しない者は、再度入札に参加できないものとする。

４　再度入札の入札書を提出する場合は、積算内訳書の添付を不要とする。

（入札書の無効）

第11条　入札参加者が、市長が別に定める入札規定に該当したとき、又は次の各号のいずれかに該当したときは、その者の電子入札書は、無効とする。

(1)　電子証明書カード等を不正に使用したとき。

(2)　同一入札者が電子入札及び紙入札の両方を行ったとき。

(3)　提出された電子入札書からコンピュータウイルス等が発見されたとき。

(4)　第14条第２項の規定による提出期限内に入札参加資格要件審査書類を提出しないとき。

（落札候補者又は落札者の決定）

第12条　予算執行者は、第８条及び第９条の開札の結果、一般競争入札に置いては、予定価格の制限の範囲内の入札書であって、失格基準価格又は最低制限価格以上の価格の入札者のうち、最も低い価格又は最も高い総合評価点（価格点及び価格以外の評価点を総合した評価点をいう。以下同じ。）の入札者を落札候補者とし、指名競争入札においては、予定価格の制限の範囲内の入札書であって、最低制限価格以上の価格の入札者のうち、最も低い価格の入札者を落札者とする。

２　予算執行者は、前項において、落札候補者又は落札者（以下「落札者等」という。）となるべき価格（同点を含む。）の入札をした者が２以上あるときは、電子くじにより落札者等を選定する。この場合において、落札者等となるべき価格の入札をした者が３以上の場合で、電子くじにより落札者等となった者の入札書が無効となったときは、当該無効となった者を除いて、再度の電子くじを行い、落札者等を選定することとし、以後再度の電子くじにより落札者等となった者の入札書が失格となったときも同様とする。

３　落札者等の入札書が落札決定までの間に無効となった場合は、当該落札者等の入札額の次に低い価格又は当該落札候補者の総合評価点の次に高い総合評価点の入札者が落札者等に繰り上がるものとし、以降、繰り上がった落札者等が落札決定までの間に無効となったときも同様とする。

（疑義申立て案件）

第13条　予算執行者は、疑義申立て案件の電子入札において、予定価格以内で有効な入札がある場合は、前条に規定する落札者等の決定を保留し、開札の日の正午からホームページに予定価格及び積算内訳書を公表するものとする。なお、積算内訳書に対する疑義申立ては、対象案件の入札に参加した者が行えるものとする。

２　疑義申立ては、積算疑義申立書(様式第２号)により行うものとし、開札の翌日（休日を含まない。）の正午までに持参により提出しなければならない。

３　予算執行者は、前項の規定による積算疑義申立書の提出があった場合は、当該疑義申立て期限の翌日から起算して３日以内（休日を含まない。）に積算疑義申立て事項確認等の結果をホームページで公表するものとし、積算疑義申立書の提出がなかった場合は、当該疑義申立て期限をもって、前条に規定する落札者等を決定する。

（一般競争入札参加資格確認申請書等の提出）

第14条　予算執行者は、事後審査型一般競争入札の電子入札において、予定価格以内で有効な入札がある場合は、入札者（最低制限価格又は失格基準価格を下回って応札した者を除く。）に入札参加資格の審査を実施する旨を開札後（前条に規定する疑義申立て案件にあっては、当該手続き終了後）速やかに電子入札システム又はファクシミリにより通知するとともに、第12条の規定により決定した落札候補者に、公告に示した一般競争入札参加資格確認申請書の提出を求めるものとする。

２　落札候補者は、一般競争入札参加資格確認申請書を前項により提出を求めた日の翌日（休日を含まない。）までに電子入札システム（第７条に規定する紙入札の承認を得た者にあっては、持参）により提出しなければならない。

３　予算執行者は、前項により提出された確認書類を審査し、入札参加資格があると認められるとき（茅野市総合評価落札方式に係る低入札価格調査制度事務処理要領（以下「要領」という。）第６条に規定する調査対象者に該当する場合は、低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がされると認められたときに限る。）は、当該落札候補者を落札者とし、入札参加資格がないと認められるとき（要領第６条に規定する調査対象者に該当する場合は、低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められたときを含む。）は、予定価格以下で入札した次順位の者を落札候補者とし、第１項から本項までの規定を適用して落札者を決定する。４　予算執行者は、入札参加資格要件を満たしていないと認められる者が提出した入札書は失格とし、失格とした者に対し入札参加資格要件不適格通知書（様式第３号）により通知するものとする。

（落札決定の通知）

第15条　予算執行者は、第13条から第15条までの規定により落札者が決定したときは、速やかに電子入札システム又はファクシミリにより、入札者全員にその旨を通知するものとする。

（入札経過調書の作成及び公表）

第16条　予算執行者は、規則第116条の規定により、入札が終了したときは、入札経過調書を作成しなければならない。

２　予算執行者は、対象案件の入札者名、入札金額及び失格基準価格又は最低制限価格を、落札決定後速やかに、電子入札システムに掲載するとともに、閲覧に供することにより公表するものとする。

３　入札経過調書には、入札参加資格要件に合致しないことが明らかである者を除き、対象案件に係る入札書を提出した全ての入札参加者を記載するものとする。

　（補則）

第17条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、令和３年９月１日から施行し、同日以後に公告等を行う一般競争入札又は指名競争入札から適用する。

様式第１号（第７条関係）

　　年　　月　　日

　（宛先）茅野市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先

連絡先

紙入札承認願

　電子入札を指定した下記の入札について、下記の理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承認願います。

記

１　案件名（受付番号）

２　履行場所名

３　電子入札システムでの参加ができない理由

様式第２号（第13条関係）

　　年　　月　　日

　（宛先）茅野市長

　　　　　　　　　　　　　　申　立　人

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先

積算疑義申立書

次の建設工事の入札に係る積算に疑義があるので、積算内容の確認を求めます。

|  |  |
| --- | --- |
| 入札執行日 | 　 |
| 案件名 | 　 |
| 疑義内容 | 　 |
| 注意①　疑義の具体的な項目を記載してください。また、具体的な項目を示す「自社の積算書、参考資料」を添付してください。単に「自分が想定した入札予定価格と合わない」等は疑義の対象としません。 |
| 注意②　積算疑義申立書の提出期限は、当該案件に係る開札日の翌日（休日を含まない。）の正午までに財政課へ持参の上、提出するものとする。 |

様式第３号（第15条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 第　　　　　号

　　　年　　　月　　　日

入札参加資格要件不適格通知書

　　 様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　茅野市長　　　　　　印

　貴社が先に入札した下記入札資格要件を審査した結果、下記の理由により入札参加資格要件を満たさないため、失格としたので通知します。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 受付番号 |  | 開札日 | 　年　　月　　日 |
| 案件名 | 　　 |
| 履行場所 | 　　 |
| 入札参加資格要件を満たさないと認めた理由 |  |

≪不服申立てについて≫

　　入札参加資格要件を満たさないと認めた理由に不服がある場合は、当該理由について説明を求めることができますので、本通知の日の翌日から起算して10日（茅野市の休日を定める条例（平成元年茅野市条例第30号）第１条第１項に規定する休日を除く。）以内に不服申立書（任意様式）を財政課へ提出してください。